

2022年度札幌市障がい者相談支援事業所新任職員研修

ソーシャルワークの理念と障がい者への相談支援

北星学園大学社会福祉学部

福祉臨床学科 永井順子

I .相談支援とソーシャルワーク

相談支援とは(障害者総合支援法)

5条18項 この法律において「相談支援」とは、基本相談支援、地域相談支援及び計画相談支援をいい、「地域相談支援」とは、地域移行支援及び地域定着支援をいい、「計画相談支援」とは、サービス利用支援及び継続サービス利用支援をいい、「一般相談支援事業」とは、基本相談支援及び地域相談支援のいずれも行いう事業をいい、「特定相談支援事業」とは、基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行いう事業をいう。

5条19項 この法律において「基本相談支援」とは、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整(サービス利用支援及び継続サービス利用支援に関するものを除く。)その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与することをいう。

門屋充郎氏の研修レジュメより

せいかつしえん 相談支援

一地域生活を支える相談支援専門員とサービス管理責任者一

地域づくり拠点は地域自立支援協議会

個別支援から地域づくりへ
安心・安全生活づくり

ソーシャルワークとは

日本におけるソーシャルワーカーの国家資格である
社会福祉士、精神保健福祉士の法規定をみると、
「相談援助」

社会福祉士及び介護福祉士法

～身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うこと(第七条及び第四十七条の二において「相談援助」という。)を業とする者をいう。

精神保健福祉士法

～精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うこと(以下「相談援助」という。)を業とする者をいう。

ただし、相談援助≠ソーシャルワークといわれる

ソーシャルワークとは

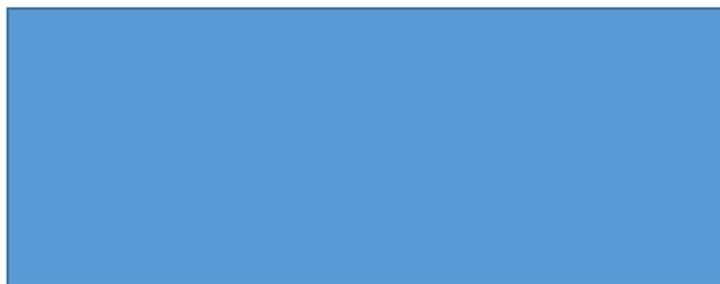
グローバル定義 (IFSW・IASSW 2014)

ソーシャルワークは、**社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理**は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。

この定義は、各国および世界の各地域で展開してもよい。

あなたはどんな仕事をしていますか？

～相談支援事業所で働く自分の仕事をどのように説明しますか？



相談支援の仕事をする人にはソーシャルワークの理念をもってほしい

Ⅱ. ソーシャルワークのはじまり

19世紀イギリス～貧困を社会問題として発見

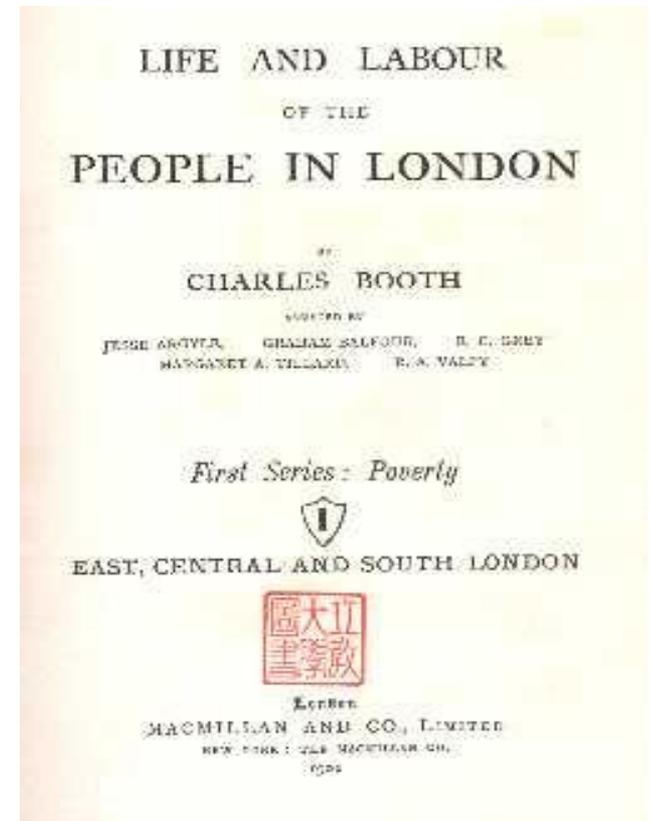
C. ブース

『ロンドン民衆の生活と労働』

S. ラウンリー

『貧困—都市生活の研究』

社会の最下層の貧困者は、
常識で考えられている(1割)より、
遥かに多い(3割)



1869年 ロンドンで慈善組織協会(COS)設立

: 要保護者の個別訪問(友愛訪問)、ケース記録の集積

訪問員の条件は貧困者の状態改善への関心、職業、賃金水準などの生活条件の具体的知識をもつこと。スーパーバイザーが存在。

1884年 セツルメント協会、トインビー・ホール設立

: 個人の状態改善から社会改良主義へ

3つのR:「住み込みresidence」「調査research」「改良reform」

1877年 アメリカで慈善組織協会発足

～ケースワークの発展

M.リッチモンド 1917年 『社会診断 Social Diagnosis』

1922年 『ソーシャル・ケース・ワークとは何か』

ケースワークとは: 人間と社会環境との間を個別に、意識的に調整することを通してパーソナリティを発達させる諸過程

その後、、、

パーソナリティの「治療」重視の立場(診断主義学派)や
社会福祉事業の活用重視の立場(機能主義学派)なども出現

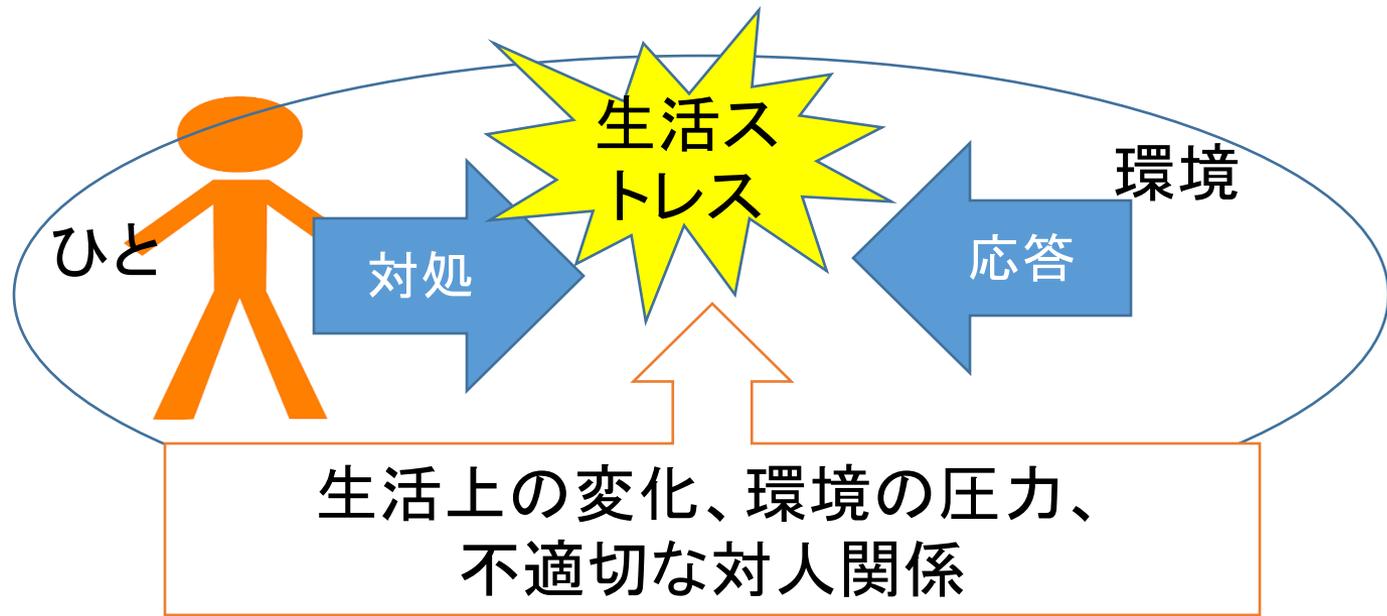
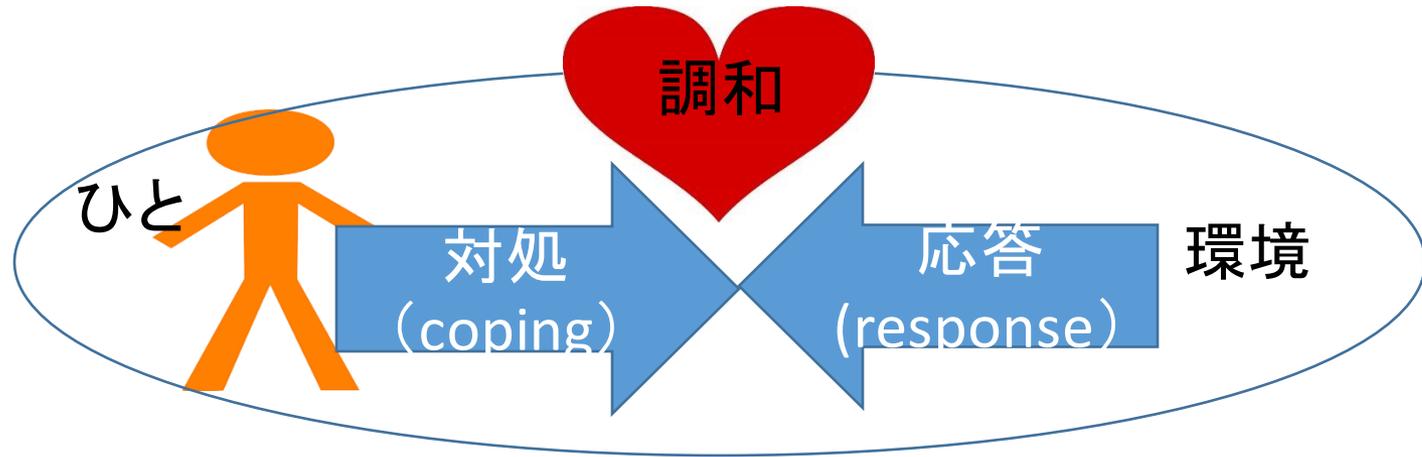


1950～60年代のアメリカで、貧困の再発見、問題の多様化



ソーシャルワーク理論の整理へ

- ①個人を変えるか社会を変えるかの二項対立の克服
→「状況のなかの人」



②医学モデルから生活モデルへ

問題の原因の治療から、人間の生活や問題状況の
全体的理解を中心に据えた援助へ

③ケースワーク、グループワーク、コミュニティ・オー ガニゼーションの統合化

→ジェネラリスト・ソーシャルワーク

ソーシャルワークの共通の価値を基盤に

ソーシャルワークの定義 (IFSW 2000)

ソーシャルワーク専門職は、人間の福利(ウェルビーイング)の増進を目指して、社会の変革を進め人間関係における問題解決を図り、人びとのエンパワーメントと解放を促していく。ソーシャルワークは、人間の行動と社会のシステムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である。

自由権と
社会権

公正としての正義
(資源と機会へのアクセスの
平等)

グローバル定義 (IFSW・IASSW 2014)

ソーシャルワークは、**社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。** **社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理**は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。

この定義は、各国および世界の各地域で展開してもよい。

<特徴>

- 多様性の尊重
- 西洋中心主義・近代中心主義への批判
- マクロな社会変革の強調

Ⅲ.日本の障害者福祉とソーシャルワーク

- ①1950～60年代：病院ソーシャルワークという矛盾
- ②1970～80年代：「生活モデル」に基づく
ソーシャルワークの萌芽
- ③1990年代：ノーマライゼーション、在宅福祉の開始
- ④2000年代以降：地域生活支援へ

①病院ソーシャルワークという矛盾

1964年 日本精神医学ソーシャル・ワーカー
(日本PSW)協会設立



村松恒雄が1948
年に国府台病院
(千葉)
「社会事業婦」
をおいたことが
PSWの始まりとい
われる。

インタビューも

知能検査も

グループワークも

院外作業というか
たちの就労支援も

雑用も

②「生活モデル」に基づくソーシャルワークの萌芽

1970年代 地域精神医療への移行のきざしのなかで、
ワーカーに精神障害者の生活権に目を向けた実践が
求められるように（cf.「精神科ソーシャルワーカー業務の基本
指針」日本PSW協会、1970年）

	社会復帰活動（医療モデル）	生活支援活動（生活モデル）
主体	援助者	生活者
責任性	健康管理する側	本人の自己決定による
かかわり	規則正しい生活へと援助	本人の主体性へのうながし
とらえ方	疾患・症状を中心に	生活のしづらさとして
関係性	治療・援助関係	共に歩む・支え手として
問題性	個人の病理・問題性に重点	環境・生活を整えることに重点
取り組み	教育・訓練的	相互援助・補完的

谷中輝雄
の生活モ
デル

③ノーマライゼーション、在宅福祉の開始

1984年 身体障害者福祉法改正

自立と社会経済活動への参加の促進を法目的に
身体障害者福祉ホーム創設

1987年 社会福祉士及び介護福祉士法

＜在宅福祉における相談・マネジメントと
ケアの人材養成・確保＞

1989年 ゴールドプラン(高齢者保健福祉推進十ヶ年戦略)

1990年 福祉八法改正(在宅福祉サービス法定化)

1993年 障害者基本法成立

1995年 精神保健福祉法成立

1997年 精神保健福祉士法

＜社会的入院解消のための退院支援の人材養成・確保＞

④地域生活支援へ

1999年 精神障害者地域生活支援センター法定化

2005年 障害者自立支援法

2006年 障害者権利条約

<特徴> ①障害の「社会モデル」を採用

②直接・間接の差別のほか、合理的配慮の欠如も差別

③全ての障害のある人に障害のない人と同等の法的能力を認める→意思決定支援

④地域生活と教育におけるインクルージョンを強調

2013年 障害者総合支援法

相談支援事業所が地域生活支援の要に

IV. 地域生活支援とソーシャルワーク

← 問題解決アプローチ

← 実存主義的アプローチ

← エンパワメント・アプローチ

← ナラティブ・アプローチ

← エコロジカル・アプローチ

← ストレングス視点アプローチ

視点

- ・本人主体
- ・生活モデル
- ・社会モデル

困っている人

それぞれの物語をもつ人

人々のなかで生きる人

問題解決アプローチ

:「今—ここ」の問題解決過程において他者と協働することにより、人は成長する

実存主義的アプローチ

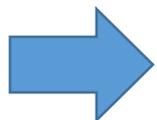
:「困ること」は自己決定と対話の基盤

相談支援事業所
では

相談に来る・・・ワーカビリティ

← ストレングス視点

ただし、何に困っているのか本人もよくわからないこともしばしば・・・



だからこそ、、対話と協働をセッティング

CL: 私ももう35歳なので、親から離れて、仕事もしなければいけないと思うのですが。本当は結婚とか、人並みに、できるようになりたいことがいくつかありますが、なかなか踏み出せなくて、、、。

望ましくない対応は？



エンパワメントアプローチ

: 権力のアンバランスを拒否することから支援は開始

ナラティブアプローチ

: 世界は物語でできているからこそ変えることができる

エコロジカル・アプローチ

: 「困りごと」も物語も人と環境の相互作用の中で生成

エンパワメントアプローチ

: 権力のアンバランスを拒否することから支援は開始

CL=「できない人」と考えない

ナラティブアプローチ

: 世界は物語でできているからこそ変えることができる

CLの言う「人並み」の物語とは？

エコロジカル・アプローチ

: 「困りごと」も物語も人と環境の相互作用の中で生成

支援者が環境の一部としてCLのエンパワメントに資するためには？

相談支援の展開過程は・・・権利擁護(アドボカシー)



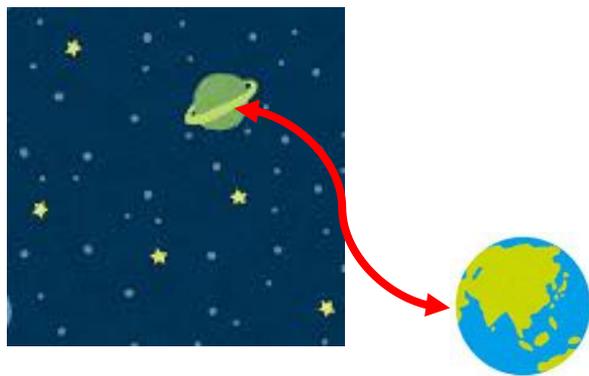
力を奪われた
状態

人や環境・構造に働きかけ、力を奪っているものを取り除く
作戦の場をセッティング・コーディネート



個々のあたりまえの生活

権利保障であるという視点



相談の社会化がますます必要な今、
この社会に欠かせない仕事です。
誇りをもって取り組んでください。

ご清聴ありがとうございました。